

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和3年2月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000285 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000043 号

## 第 1 結論

平成 31 年 3 月 22 日付け中厚発 0322 第 8 号でした不訂正決定（「以下「原処分」という。）のうち請求期間⑭については、原処分を変更する必要が生じたため、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を 15 万円から 36 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から昭和 41 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 42 年 2 月 1 日から昭和 43 年 10 月 8 日まで  
③ 昭和 43 年 10 月 8 日から昭和 45 年 7 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 12 月 15 日から昭和 47 年 3 月 4 日まで  
⑤ 昭和 47 年 5 月 7 日から同年 10 月 6 日まで  
⑥ 昭和 48 年 2 月 1 日から昭和 49 年 7 月 21 日まで  
⑦ 昭和 49 年 9 月 19 日から昭和 51 年 1 月 22 日まで  
⑧ 昭和 51 年 7 月 8 日から昭和 55 年 11 月 1 日まで  
⑨ 昭和 56 年 4 月 14 日から同年 7 月 1 日まで  
⑩ 昭和 56 年 7 月 21 日から昭和 57 年 5 月 19 日まで  
⑪ 昭和 57 年 8 月 10 日から同年 10 月 18 日まで  
⑫ 昭和 59 年 5 月 30 日から同年 6 月 16 日まで  
⑬ 昭和 60 年 1 月 18 日から同年 8 月 21 日まで  
⑭ 昭和 61 年 7 月 7 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで  
⑮ 昭和 63 年 1 月 1 日から同年 4 月 7 日まで  
⑯ 昭和 64 年 1 月 4 日から平成元年 6 月 5 日まで  
⑰ 平成元年 9 月 1 日から同年 11 月 14 日まで

- ⑮ 平成元年 12 月 1 日から平成 3 年 6 月 19 日まで
- ⑯ 平成 3 年 8 月 9 日から同年 12 月 22 日まで
- ⑰ 平成 4 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
- ⑱ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで
- ㉑ 平成 7 年 9 月 4 日から同年 9 月 13 日まで
- ㉓ 平成 14 年 5 月 1 日から同年 7 月 17 日まで
- ㉕ 平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 4 月 17 日まで

請求期間①から㉕までにおける標準報酬月額が、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求者は原処分を不服として、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づき令和 2 年 4 月 1 日に B 地方裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起した。その審理の過程において、当厚生局がその必要性について再審査を行ったところ、請求期間㉕（平成 17 年 2 月 1 日から平成 18 年 4 月 17 日まで）について、原処分を変更する必要が生じたため、以下のとおり判断する。

請求期間㉕について、A 社から提出された請求者の給与に係る資料から確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、15 万円から 36 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間㉕に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000216 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000044 号

## 第 1 結論

請求者の A 社（平成 18 年 10 月 4 日に B 社に名称変更し、現在は、C 社）における平成 15 年 12 月 5 日の標準賞与額を 26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 5 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

A 社に勤務した期間のうち、育児休業期間中に支給された賞与の記録がないので、当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、C 社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（以下「決定通知書」という。）及び D 厚生年金基金代表清算人から提出された加入員台帳等から判断すると、請求者は、平成 15 年 12 月 5 日に A 社から賞与（26 万 2,560 円）の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 15 年 \* 月 \* 日から平成 16 年 \* 月 \* 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨が定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の決定通知書等において確認できる賞与額から、26 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000208 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000009 号

## 第 1 結論

平成 14 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 4 月及び同年 5 月

私は、A 銀行 B 支店の口座からお金を引き出し、平成 14 年 4 月分の国民年金保険料を同年 4 月末日に、同年 5 月分の国民年金保険料を同年 5 月末日に B 市役所内の C 銀行の窓口で納付したのに、請求期間が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「平成 14 年 4 月分を同年 4 月末日に、同年 5 月分を同年 5 月末日に B 市役所内にある C 銀行の窓口で納付した。」と主張している。

しかしながら、年金事務所は、「平成 14 年 4 月以降の納付書は、国民年金の資格取得に係る入力処理が行われた後でないと発行できなかった。」旨を回答しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者種別変更(第 2 号被保険者から第 1 号被保険者)の処理は平成 14 年 5 月 30 日に行われていることが確認できる。

また、請求者は、「国民年金保険料を納付するために、A 銀行 B 支店の口座からお金を引き出した。」旨を陳述しているところ、A 銀行は、「請求者の氏名及び生年月日で検索したが、平成 14 年当時に該当する口座番号は見付からなかった。」旨を回答している。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付したとする C 銀行 B 支店は、「保管期間経過のため、請求期間に係る資料は保管していない。」旨を回答しており、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、オンライン記録による氏名検索を行っても、現在、基礎年金番号に統合さ

れている国民年金手帳記号番号（＊）以外に、請求者に別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納業務が国に一元化されたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。